

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		マンション敷地売却事業の促進のための命令
根拠条例・規則等名		マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条 項		第160条第2項
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話：048 - 829-1518)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・ 処分基準は、法第160条第2項の定めによる。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
備 考		